

【レンタル屋台ご利用約款】

- 写真付き身分証明書と、携帯電話をお持ちでない方は、ご利用できません。(コピーを取らせて頂きます。)
- 商用利用はできません。一般観光客による利用に限定します。
- 屋台のご利用は、柳川市観光協会・沖端観光案内所の近辺でご利用ください。(おおむね1 km以内)トラックや車両などで屋台を無断で運ばないでください。
- 屋台のご利用に当たっては、次の項目についてお客様自らの責任において点検確認していただくようお願いします。タイヤの転がり、ストッパーの効き、屋根の開閉。万一、不具合等があれば利用せずに直ぐに係員にお伝えください。
- ご利用中に屋台が故障した場合は柳川市観光協会(電話 0944-73-2145)に連絡し、故障した屋台をご利用にならないでください。故障や毀損の内容によっては、修理代を請求いたします。屋台の故障等によって、お客様や第三者に怪我や損害等が発生したとしても、柳川市観光協会は一切の責任を負いません。
- お客様が貸出中に事故等にあわれた場合は、速やかに柳川市観光協会(電話 0944-73-2145)にご連絡いただくとともに、必要な場合は警察に連絡する等、法令で定められた処置をおとりください。柳川市観光協会では、事故に関して一切に責任を負いません。事故についての示談等が必要な場合はお客様自らの責任において行っていただきます。又、当協会が第三者にやむなく損害賠償等を負担した場合を含め、当協会が被害を被った場合には、お客様にその損害賠償を請求いたします。
- 屋台の盗難・紛失防止はお客様各自で行ってください。盗難・紛失の場合は弁償金5万円をいただきます。
- ご利用の際は、交通ルールとマナーを守り、屋台を大切に扱ってください。
- 返却時には、お客様において簡単に清掃した上でご返却ください(特に天板など)。汚れがひどい場合や清掃していない場合には、追加料金を請求する場合があります。
- ご利用中に発生したゴミ等は、お客様の責任において必ず持ち帰り処分してください。